

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）10条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が平成28年10月31日付けで請求人に対してした、法10条に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

同居している長男は、借金380万円を作ってしまった上、重度の糖尿病を患っていることから、家庭に1円も入れることができません。長男の平成27年分の所得は、制限限度額より44,000円多かったです。彼は事実上、私と彼の妹の扶養をすることは無理な状況です。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月13日	諮問
平成29年4月14日	審議（第8回第3部会）
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法10条によると、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の民法877条1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しないとされている。
- (2) そして、法施行令2条の4第8項によると、法10条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは236万円とし、法施行令4条1項本文は、法9条1項及び9条の2から11条までに規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額から8万円を控除した額とする。
- (3) また、法10条に規定する「生計を同じくする」の解釈については、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（平成22年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課作成）によれば、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係に

ないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断とされる材料となること。」とされている（第2章・Ⅱ・10参照）。

- 2 これを本件についてみると、〇〇さんが請求人と住民票上、住居表示の番地が同一であること及び本件申告書の同居者の記載欄に〇〇さんの氏名が記載されていることからすれば、請求人と〇〇さんは、法10条における「生計を同じくするもの」であると判断すべきである。また、本件処分時までには、請求人から処分庁に対して、請求人と〇〇さんが生計を異にする事実についての確実な証拠の提出も認められない。

その上で、請求人と生計を同じくする〇〇さんの平成27年中の所得額（2,484,000円）から法施行令4条1項本文に規定する額（80,000円）を控除した額が2,404,000円であり、当該所得が法施行令2条の4第8項に規定する扶養親族等がない場合の所得制限限度額（2,360,000円）を超えていることが認められる。

したがって、処分庁が行った本件処分は法令等に則ったものであって、違法又は不当な点はないものといわざるを得ない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、〇〇さんは持病や借金のため、請求人やその養育する児童を扶養できない旨主張するが、当該主張は、上記に述べた関連条項の適用に影響するものとは言えず、採用し得ないものである。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成